

改善策の取組状況



ISA

世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁

Immigration Services Agency

令和5年12月
出入国在留管理庁

調査報告書で示された改善策の取組状況(1/2)

改善策① 「出入国在留管理庁職員の使命と心得」の策定

- 職員の意見集約や外部有識者の意見聴取等を経て、「**出入国在留管理庁職員の使命と心得**」を策定 (R4.1)
 - 各種研修における講義やグループ討論の実施等により、周知徹底

改善策② 名古屋局における組織・運用改革

- **医療体制の強化**
 - 常勤医師を採用 (R5.4)
 - 非常勤医師の増員 (1名/週2回 → 4名/週5回)
 - 夜間・休日にも医師に電話相談可能な体制を構築
- **被収容者の健康状態等の情報共有体制の構築**
 - 被収容者の健康状態一覧表を幹部職員等に共有
 - 幹部職員と医療従事者の意見交換会を実施
 - 幹部職員と現場職員との間の定例会の実施 等
- **看守勤務体制の強化**
 - 統括入国警備官の交代勤務等による勤務体制強化

改善策③ 被収容者の体調等をより正確に把握するための通訳等の活用

- 庁内外の診療時には原則通訳を手配 (R3.9指示)
- 全官署に翻訳機器を配備完了 (R4.2) ➢ 体調不良の訴え等に対するコミュニケーションの円滑化

改善策④ 収容施設の性質等を踏まえた計画的で着実な医療体制の強化

- 医師、弁護士等からなる有識者会議による「**入管収容施設における医療体制の強化に関する提言**」(R4.2)
 - 常勤医師等の確保、外部医療機関との連携体制の構築強化、医療従事者や現場職員間のコミュニケーション等を提言



- **常勤医師等の確保等** P4参照
- **外部医療機関との連携体制の構築強化**
 - 地域医療機関への説明等
- **医療従事者や現場職員間のコミュニケーション**
 - 本庁主催の「診療室連絡会」を開催 (R4.4~R5.12に計9回)
 - 各官署における幹部職員や医療従事者による医療カンファレンスの実施

調査報告書で示された改善策の取組状況(2/2)

改善策⑤ 救急対応に係るマニュアルの整備と研修の強化

- 医療従事者等の意見を集約し、「**救急対応マニュアル**」を作成 (R4. 1)
 - 救急対応を要する案件や、各職員の役割等を明確化し、これに沿った対応を実践 (本庁でも適切性を吟味)
 - マニュアル作成後、各官署で複数回、**救急救命講習**や**シミュレーション訓練**を実施

改善策⑥ 過去の再発防止策の実施状況の再徹底

- 各官署への再点検を実施し、参考となる取組例を本庁から各官署に情報共有 (R3. 10)

改善策⑦ 体調不良者等の仮放免判断に係る新たな運用指針の策定

改善策⑧ 体調不良者等の収容継続の要否を本庁がチェックする仕組み

- 医療従事者等の意見を集約し、「**体調不良者等に係る仮放免運用指針**」を策定 (R3. 12)
 - 医師の所見を踏まえた各官署の幹部による被収容者の的確な体調把握 ※**新規入所者全員の健康診断実施**も指示済み (R3. 9)
 - 体調不良者等に関する本庁への報告・回答を踏まえた仮放免判断の対応 (ただし、必要な場合は回答を待たずに仮放免許可)

改善策⑨ 被仮放免者に関する民間団体等との連携等

- 本庁・各官署において民間団体、各国大使館等との協議を実施し、内容を共有

改善策⑩ 本庁における情報提供窓口及び監査指導部署の設置

- 本庁に**監査指導室**を設置し、**入管庁HP**に**情報提供窓口**を開設 (R4. 4)
 - 違法・不適正行為の情報収集、調査、措置等の業務を実施

改善策⑪ 内規の周知徹底を含めたDV事案への適切な対応

- 専門家の意見等を取り入れ、「**DV措置要領**」を改訂 (R4. 1)
 - DV被害者の意義を明確化し、認知の端緒等を例示するとともに、DV事務従事者への毎年の研修における講義や事例研究により周知徹底

改善策⑫ 支援者への適切な対応

- 対応窓口、対応記録の作成方法等につき要領を改訂 (R3. 12) ➢ 事務監査を実施し、適切な対応状況を確認

改善策実施の効果

医療体制強化や救急対応マニュアル策定等の効果（改善策②④⑤関連）

- 常勤医確保により、被収容者に関する継続的な体調把握や相談が容易に
 - 常勤医師が継続的な診療等を行うことで、体調悪化の早期発見等につながる例あり
- 救急対応マニュアルに従った対応が浸透
 - 要救急対応者や重病兆候者につき、特に医師不在時にはちゅうちょなく迅速に119番通報を行うなど、救急対応マニュアルに沿った取扱いが行われている
- 新規入所者全員に対する健康診断により、適切な健康状態把握が可能に
 - 健康診断結果を踏まえた経過観察により体調悪化の早期発見につながる例や、既往症・自覚症状がない者につき、重度の疾患が把握され必要な対応がとられる例あり

体調不良者等に係る仮放免運用指針策定の効果（改善策⑦⑧関連）

- 医師の所見や本庁の回答を踏まえ、迅速な仮放免判断を行う取扱いが浸透
 - 本庁から各官署に対しては、仮放免後の生活の見通しの確認や身元引受先への確実な引渡し等の指導・注意喚起も適宜実施
 - 他方で、運用指針に従い、医師の所見を踏まえて本庁の回答を待たずに迅速に仮放免する例も

DV措置要領改訂等の効果（改善策⑪関連）

- DV事案の認知件数が増加し、警察等関係機関に通報するなど適切に対応
 - DV事案の認知件数 110件（R2）→178件（R3）→249件（R4・速報値）

入管収容施設の医療体制等

R5.12.11現在

		東日本	大村	東京	横浜	名古屋	大阪
医師	常勤 ※各官署定員1名	1名	0名	1名	1名	1名	0名
	非常勤	消化器内科 呼吸器内科 整形外科 皮膚科 精神科 等 ※11名が輪番で診療	消化器外科 外科 ※8名が輪番で診療	消化器内科 消化器外科 精神科 皮膚科 等 ※12名が輪番で診療	呼吸器外科 ※9名が輪番で診療	呼吸器内科 アレルギー科 眼科 精神科 等 ※4名が輪番で診療	整形外科 精神科 内科 等 ※4名が輪番で診療
常勤看護師 ※定員計13名		3名 [+非常勤1名]	3名	2名 [+非常勤1名]	1名 [+非常勤2名]	2名	2名 [+非常勤1名]
准看護師		3名	1名	3名	1名	2名	0名
常勤薬剤師 ※定員計6名		2名	1名	1名	(定員なし)	1名	0名
医療用 機器	共通配備	X線診断装置・超音波画像診断装置・心電計・パルスオキシメータ・簡易血糖測定器					
	独自配備	点滴機器 血液・尿検査機器 家庭用心電計	点滴機器 医療用酸素	除細動器 点滴機器 気管挿管セット 分包機 血球計数装置 蛋白質分析装置		ブライトスコープ 点滴機器 医療用酸素 気管挿管セット	除細動器

※ 上記常勤医師等の人数は、採用・配置人数又は委託契約人数です。